❋北海道公報

発行　北海道（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○有害興行の指定……（生活文化・青少年室）　1
○大規模小売店舗立地法第６条第１項（変更）の届出……（地域産業課）　1
○大規模小売店舗立地法第６条第２項（変更）の届出……（地域産業課）　2
○肥料の登録の有効期間の更新……（道産食品安全室）　2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……（土地改良指導課）　3
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（土地改良指導課）　3
○道営土地改良事業変更計画の決定……（土地改良指導課）　3
○土地改良事業の工事の完了の届出……（土地改良指導課）　3
○農林水産大臣権限の種畜証明書の交付の通知……（酪農畜産課）　3
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　4
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）　4
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　4
○知事権限に係る保安林の指定の解除（２件）……（治山課）　4
○建設業者に対する監督処分……（建設情報課）　5
○道路の区域の変更……（道路整備課）　5
○平成15年度及び平成16年度における競争入札に参加する者に必要な資格等……（出納局総務課）　6

公　　表

○知事表彰の受賞者……（人事課）　12

公　　告

○公募型プロポーザルの実施……（資源エネルギー課）　12

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……　13

道帯広土木現業所告示

○一般競争入札による道有財産（土地）の売払い……　13

道企業局告示

○平成15年度及び平成16年度における競争入札に参加する者に必要な資格等……　14

道選挙管理委員会告示

○北海道選挙管理委員の異動……　15
○熊石町長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決　15

告　　示

北海道告示第１号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第４条第１項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	紅姉妹　前編	新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	紅姉妹　後編	同		
同	わいせつ温泉宿　濡れる若女将	同		
同	熱い肉体　濡れた一夜	オーピー映画		
同	情熱の処女（おとめ）　スペインの宝石	パイオニアＬＤＣ		
同	三十路家政婦　いかせ上手	新日本映像		
同	人妻とすけべ女医　本性丸出し	同		

北海道告示第２号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年５月７日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

１　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズマツナミ

釧路郡釧路町桂木３丁目２番地

⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

株式会社松並商店　代表取締役　松並　邦拓
釧路市北大通３丁目８番地
⑶　変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）松並家具センター
（変更後）エムズマツナミ
⑷　変更の年月日
平成14年11月１日
⑸　変更する理由
旧知名称を更改したため
２　届出年月日
平成14年12月17日
３　届出書等の縦覧
⑴　縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道釧路支庁商工労働観光課
⑵　縦覧期間
平成15年１月７日（火）から５月７日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
⑶　縦覧時間
午前９時から午後５時15分まで

北海道告示第３号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年５月７日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

１　届出事項の概要
⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
エムズマツナミ
釧路郡釧路町桂木３丁目２番地
⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松並商店　代表取締役　松並　邦拓
釧路市北大通３丁目８番地
⑶　変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数
（変更前）45台
（変更後）43台
⑷　変更する年月日
平成15年８月１日
⑸　変更する理由
車椅子使用者用駐車場スペースを店舗の入口に接近させ、かつ、駐車場全体をゆとりのある配置にすることにより、来客者に対するより一層の安全対策を図るため
２　届出年月日
平成14年12月17日
３　届出書等の縦覧
⑴　縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道釧路支庁商工労働観光課
⑵　縦覧期間
平成15年１月７日（火）から５月７日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
⑶　縦覧時間
午前９時から午後５時15分まで

北海道告示第４号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者 名称	生産業者 住所	登録有効期限

北海道第2111号	炭酸カルシウム肥料	50.0カーボンブラック入り炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	日鉄鉱業株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目３番２号	平成20.12.25
北海道第1861号	同	5.0炭酸苦土石灰肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 5.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	王子緑化株式会社	東京都中央区湊３丁目３番２号	同 21. 2. 9
北海道第2630号	同	50.0カーボンブラック入り粒状炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	同	同	同 21. 2. 3

北海道告示第５号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第１項の規定により、訓子府土地改良区が管理する弥生頭首工に係る管理規程を認可した。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

認可した管理規程の概要

弥生頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第６号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第３項の規定により、訓子府土地改良区が管理する常呂川頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

認可した管理規程の概要

常呂川頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第７号

道営土地改良（西上地区畑地帯総合整備［緊急整備型］（農業用用排水、農道、暗きょ、区画整理、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年１月８日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第８号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により、幌延町の行う土地改良（豊神地区基盤整備促進［基盤整備］（農道））事業の工事を平成14年11月13日に完了した旨の届出があった。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第９号

農林水産大臣から家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第４条第１項の種畜証明書を次のとおり交付した旨通報があった。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

証明書の番号	名前	種類	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平14北海道臨 43	PEN−COL OASIS ET	ホルスタイン種	13. 9.23	黒白	２級	北広島市　社団法人ジェネティクス北海道道央事業所
同 44	JO−WAL−LANGS ADD NICKEL ET	同	13. 9.12	同	同	同　同
同 45	RIETBEN CRIMSON ET	同	13.10. 1	同	同	同　同
同 46	SANDY−VALLEY FLYER ET	同	13.10.26	同	同	同　同
同 47	BRILEA ADDISON MERLIN ET	同	13. 7.19	同	同	同　同
同 48	FAR−O−LA HERSHEL DJ DENY ET	同	13. 9.23	同	同	同　同

平14北海道臨　49　MORNINGVIEW MARS PATROL ET　ホルスタイン種　13.10. 4　黒　白　2　級　北広島市　社団法人ジェネティクス北海道道央事業所

北海道告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

１	保安林予定森林の所在場所	静内郡静内町字浦和110の１・112の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
２	指定の目的	土砂の流出の防備
３	指定施業要件	

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

１	保安林の所在場所	檜山郡厚沢部町緑町21地先・25の３地先（以上２筆地先について次の図に示す部分に限る。）、21、23、25の３、137の１、137の２
２	指定の目的	公衆の保健
３	指定施業要件	

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

１	解除予定保安林の所在場所	浦河郡浦河町字杵臼135の１・565の11（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、565の９
２	保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
３	解除の理由	指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

１	解除に係る保安林の所在場所	天塩郡豊富町字上サロベツ1594の９から1594の13まで
２	保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
３	解除の理由	指定理由の消滅

北海道告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

1	解除に係る保安林の所在場所	石狩郡新篠津村5036・5053（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
2	保安林として指定された目的	風害の防備
3	解除の理由	道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩支庁経済部林務課及び新篠津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第15号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定により、次のとおり営業停止の処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定により告示する。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

1⑴　処分をした年月日　　平成14年12月17日

⑵　処分を受けた者

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可番号
株式会社来正建設 来正篤彦	旭川市豊岡13条５－４	般－13 上第189号

⑶　処分の内容

ア　営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次の掲げる条件に該当するもの

(ｱ)　土木工事業又はとび・土工工事業に該当する建設業の営業であること。

(ｲ)　次のいずれかに該当する建設工事であること。

a　国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号。以下「法」という。）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令14号。以下「省令」という。）第18条に規定する法人が発注者であるもの

b　その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（ａに該当するものを除く。）

イ　営業停止の期間

平成15年１月７日から16日までの10日間

⑷　処分の原因となった事実

北海道が発注した「畑総（担い手育成）八富区１工区」について、必要な主任技術者を配置せず、株式会社コタニ工業ほか一社に一括して請け負わせた。

2⑴　処分をした年月日　　平成14年12月17日

⑵　処分を受けた者

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可番号
協和設備有限会社 小平博子	旭川市新富２条２－10	般－13 上第3817号

⑶　処分の内容

ア　営業停止の範囲

北海道の区域内における建設業の営業のうち、次の掲げる条件に該当するもの

(ｱ)　土木工事業又は管工事業に該当する建設業の営業であること。

(ｲ)　次のいずれかに該当する建設工事であること。

a　国、地方公共団体、法別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は省令第18条に規定する法人が発注者であるもの

b　その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（ａに該当するものを除く。）

イ　営業停止の期間

平成15年１月７日から21日までの15日間

⑷　処分の原因となった事実

贈賄事件（刑法（明治40年法律第45号）第198条及び第60条）

北海道告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道

2　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
三笠栗山線	夕張郡栗山町字湯地59番19地先から 夕張郡栗山町朝日３丁目118番１地先（一般国道234号交点）まで	前	12.00ｍから 38.00ｍまで	937.00ｍ	一般国道234号における10.00ｍの間	北海道札幌土木現業所
		後	12.00ｍから 38.00ｍまで	937.00ｍ	一般国道234号における10.00ｍの間	
		後	19.58ｍから 40.56ｍまで	855.49ｍ	一般国道234号における12.26ｍの間	
旭川芦別線	芦別市常磐町1791番地先から 芦別市常磐町1792番地先まで	前	17.50ｍから 63.00ｍまで	772.00ｍ	――	同
		後	17.50ｍから 63.00ｍまで	772.00ｍ	――	
		後	27.00ｍから 63.00ｍまで	780.00ｍ	――	
江部乙雨竜線	雨竜郡雨竜町字伏古47番55地先から 雨竜郡雨竜町字尾白利加88番40地先まで	前	14.54ｍから 15.62ｍまで	794.00ｍ	一般国道275号における15.00ｍの間	同
		後	14.54ｍから 15.62ｍまで	794.00ｍ	一般国道275号における15.00ｍの間	
		後	15.90ｍから 35.50ｍまで	791.00ｍ	一般国道275号における15.00ｍの間	
紋別丸瀬布線	紋別市藻別628番１地先から 紋別市藻別681番地先まで	前	12.13ｍから 18.00ｍまで	784.10ｍ	――	北海道網走土木現業所
		後	12.13ｍから 18.00ｍまで	784.10ｍ	――	
		後	15.26ｍから 23.72ｍまで	771.39ｍ	――	

北海道告示第17号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年１月７日

北海道知事　堀　　達　也

第１　資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成15年度及び平成16年度において道が締結しようとする契約のうち１の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。）に必要な資格（第４の２を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第２条第２号に規定する物品等又は同条第３号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、２の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、ＡからＤまで又はＡからＣまで若しくはＡ及びＢの等級に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗たくを含む。）
電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	電子計算機、自動車
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	

2　（工事予定価格に応ずる等級区分）

種類／等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	9,000万円以上	6,000万円以上	5,000万円以上	1億3,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上	7,000万円以上	7,000万円以上	6,000万円以上

B	9,000万円 未満 6,000万円 以上	6,000万円 未満	5,000万円 未満	１億3,000万円 未満 5,500万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 4,000万円 以上	7,000万円 未満 4,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上
C	6,000万円 未満 2,000万円 以上			5,500万円 未満 2,500万円 以上	700万円 未満	800万円 未満	4,000万円 未満 2,000万円 以上	4,500万円 未満	3,500万円 未満
D	2,000万円 未満			2,500万円 未満			2,000万円 未満		

第２　資格要件

１　共通的資格要件

各資格の共通の要件は、⑴から⑶までのいずれにも該当することとする。

⑴　政令第167条の４第１項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道税を滞納している者でないこと。

２　資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

⑴　一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア　㋐から㋒までのいずれにも該当すること。

㋐　平成15年１月１日（随時の申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて２年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	
農業土木工事 水産土木工事 森林土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
舗装工事	ほ装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

㋑　資格審査の申請をする日（その日が平成15年４月１日前である場合は、平成15

年４月１日）の１年７月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に㈠に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第１項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。

㈢　基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前２年の各営業年度のいずれかの決算において、㈠に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ　第１のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

㈠　客観的審査事項

平成６年建設省告示第1461号に定める項目

㈡　主観的審査事項

工事施行成績及び表彰（北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に定める知事感謝状による表彰をいう。）

⑵　土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ　平成14年１月１日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る売上高を有していること。

ウ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

⑶　建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ　平成14年１月１日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

⑷　測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア　測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ　平成14年１月１日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

⑸　印刷物の製造及び印章の製造

アからウのいずれにも該当すること。

ア　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

ウ　製造のために必要な機械器具設備を所有（リースしている場合を含む。）していること。

⑹　物品の購入及び物品の賃貸借

ア及びイのいずれにも該当すること。

ア　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

イ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

⑺　ボイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア　従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が１人以上いること。

イ　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。

ウ　平成14年１月１日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る実績を有していること。

⑻　庁舎等清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の２第１項第１号又は第８号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第３条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第12条の２第１項第６号）の登録を受けて

いること。
イ　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
ウ　平成14年１月１日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る実績を有していること。
⑼　庁舎等警備
アからエまでのいずれにも該当すること。
ア　警備業法（昭和47年法律第117号）第４条の規定による警備業の認定を受けていること。
イ　警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。
ウ　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
エ　平成14年１月１日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る実績を有していること。
⑽　庁舎等消防設備保守点検
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア　従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の６に規定する消防設備士の資格を有する者が１人以上いること。
イ　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
ウ　平成14年１月１日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る実績を有していること。
⑾　情報システムの開発
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
イ　平成14年１月１日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）に情報システムの開発実績を有していること。
ウ　２年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。
⑿　船舶の建造又は修理
アからエまでのいずれにも該当すること。
ア　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き２年以上それらの事業を営んでいること。
イ　個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。
ウ　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）の直前２営業年度分（当該２営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。
エ　30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。
⒀　林産物の売払い及び林産加工製品の売払い
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア　平成15年１月１日（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。
イ　平成14年１月１日から12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって１年間）にその事業に係る仕入高を有していること。
ウ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

３　資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第３　資格審査の申請の時期及び方法

１　申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第４条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、⑴に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

⑴　⑵から⑸までに掲げる者以外の者
ア　定期の申請をする者

第１回　　平成15年１月16日（木）から24日（金）まで
第２回　　平成15年２月５日（水）から14日（金）まで

イ　随時の申請をする者

平成15年５月１日（木）から12月26日（金）まで

注　定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、平成15年４月１日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

⑵　共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

⑶　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

⑴に定める時期及び当該証明を受けたとき。

⑷　設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

⑴に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

⑸　知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

２　申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先		
	定期申請の場合		随時申請の場合
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者	
一般土木工事 舗装工事 鋼橋上部工事 建築工事 電気工事 管工事 塗装工事 道路標識設置工事			建設部建設管理室
機械器具設置工事 造園工事 土木施設物の設計 建築物の設計 地質調査 技術資料作成 測量 道路清掃 農業土木工事 水産土木工事 森林土木工事 造林	建設部建設管理室建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課	建設情報課 農政部事業調整課 水産林務部総務課
印刷物の製造 印章の製造 物品の購入 物品の賃貸借	出納局物品管理課		出納局物品管理課
ボイラー等運転操作	総務部管財課		総務部管財課
庁舎等清掃 庁舎等警備 庁舎等消防設備保守点検	総務部総務課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部総務課	総務部総務課
情報システムの開発	総合企画部ＩＴ推進室情報基盤課	総合企画部ＩＴ推進室情報基盤課	総合企画部ＩＴ推進室情報基盤課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林環境室道有林課	森づくりセンター（石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）	水産林務部森林環境室道有林課

林産加工製品の売払い	林産試験場	林産試験場	林産試験場

（注）１　「随時申請」とは１の⑴のアに定める時期以外の時期に行う申請をいい、「定期申請」とは１の⑴のアに定める時期に行う申請をいう。
２　申請書類（印刷物の製造、印章の製造、物品の購入、物品の賃貸借又はボイラー等運転操作に係るものを除く。）の提出先が主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課である者のうち、国土交通大臣の行う建設業法第３条第１項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）は、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。
３　印刷物の製造、印章の製造、物品の購入又は物品の賃貸借の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を出納局物品管理課に提出しなければならない。
４　ボイラー等運転操作の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部管財課に提出しなければならない。
５　庁舎等清掃、庁舎等警備又は庁舎等消防設備保守点検の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部総務課に提出しなければならない。
６　随時申請において、建設部建設管理室建設情報課、農政部事業調整課及び水産林務部総務課に申請書類を提出する資格審査の申請（船舶の建造又は修理に係るものを除く。）のうち、複数の提出先に資格審査の申請を同時にしようとする者は、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。

第４　資格の有効期間及び当該期間の更新手続
１　資格の有効期間
資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては平成15年４月１日から平成17年３月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成17年３月31日までとする。
２　有効期間の更新手続
１の有効期間を更新しようとする者は、平成17年１月に平成17年度及び平成18年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第５　資格の喪失
資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。
１　第２に規定する資格要件（第２の１の⑶に規定する資格要件及び第２の２に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
２　当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第６　資格審査の再申請
１　再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
⑴　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併、譲渡又は会社の分割により承継した者
⑵　⑴に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
⑶　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
⑷　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
２　再申請の方法
再申請しようとする者は、第３の２の表の随時申請の場合の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

公　表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。
平成15年１月７日
北海道知事　堀　　達　也

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
美瑛町	横山　弘	道路愛護事業功労
森町	鳥崎町八千代会	同
小樽市	ふる里の川づくりの会	河川愛護事業功労
帯広市	遠藤孝明	住宅都市功労

公　告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成15年１月７日
北海道知事　堀　　達　也

１　業務概要
⑴　業務名　　省エネルギー・新エネルギーパンフレット作成業務
⑵　業務内容　　北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例第

108号）に基づき、道民及び事業者に対し関連の情報提供を行い、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発及び導入の促進を図る必要があることから、これらに関するパンフレットの作成業務を委託する。

⑶ 履行期限　　平成15年３月17日

2　参加資格及び選定基準

⑴ プロポーザルの提出者に要求される資格

ア　経営状況、経営規模において契約の履行に支障がないこと。

イ　道内に営業拠点を有する法人であること。

ウ　自社内に専門の企画・編集部門及びカラー印刷（４色刷）を行うことのできる印刷・製本部門を有すること。

⑵ プロポーザルの選定基準

ア　パンフレット（企画案）

パンフレットの内容、構成、表現等

イ　事業者の施工能力

本業務の実施体制等

3　手続等

⑴ 担当部局

郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道経済部資源エネルギー課

電話番号 011－231－4111　内線 26－173

⑵ 説明書の交付期間、場所及び方法

平成14年１月７日（火）から15日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。交付時間は午前９時から午後５時まで）

交付場所は⑴に同じ。直接交付する（郵送等はしない。）。

⑶ 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

平成15年１月15日（水）必着

提出場所は、⑴に同じ。

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

⑷ プロポーザルの受領期限、提出場所及び方法

平成15年１月24日（金）午後５時

提出場所は、⑴に同じ。

持参による。

4　その他

⑴ 契約書作成の要否

要

⑵ 関連情報を入手するための照会窓口

３の⑴に同じ。

⑶ プロポーザルに関するヒアニングを行う。

⑷ 詳細は、プロポーザル説明書による。

支　庁　告　示

北海道十勝支庁告示第１号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年１月７日

北海道十勝支庁長　尾　山　篤　治

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称	中川郡幕別町旭町24番９のうち、幸町１番のうち、16番３、16番４（第２工区）
2　開発許可を受けた者の住所及び氏名	中川郡幕別町本町130番地 幕別町長　岡田　和夫
3　開発許可年月日及び番号	平成13年５月31日　十建指第13－３号指令

道帯広土木現業所告示

北海道帯広土木現業所告示第１号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年１月７日

北海道帯広土木現業所長　秋　山　俊　一

1　入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所在地番	面積（㎡）	入札執行日時
帯土－１	帯広市西11条南９丁目17番 帯広市西12条南９丁目10番２	43.71 274.51	平成15年２月13日（木） 午前11時

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

⑴ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

⑵ 破産者で復権を得ない者

３　入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所
　帯広市東３条南３丁目１番地
　北海道帯広土木現業所管理部用地課
　電話 0155－24－3111　内線 4231
４　入札執行の場所
　帯広市東３条南３丁目１番地
　北海道帯広土木現業所　大会議室
５　入札保証金
⑴　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
⑵　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第147条から第150条までの定めるところによる。
　なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。
６　郵便又は電報による入札
　認めないものとする。
７　契約保証金
　落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を道に納付すること。
　なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は道に帰属する。
８　契約書作成の要否及び代金支払方法
　契約書の作成を要し、代金は北海道帯広土木現業所長が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。
９　入札参加申込書の提出
　入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
　提出期限　　平成15年１月31日（金）
　提出場所　　帯広市東３条南３丁目１番地
　　北海道帯広土木現業所　管理部用地課
10　入札執行の公開
　この入札は、公開とする。
11　その他
⑴　開札の時において２に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑵　申込者及び落札者がない場合は、入札参加者等を対象とした随意契約を行うこともある。

道　企　業　局　告　示

北海道企業局告示第１号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年１月７日

北海道公営企業管理者　西　川　昌　利

第１　資格の種類及び調達をする物品等及び特定役務の種類

平成15年度及び平成16年度において北海道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成15年北海道告示第17号（以下「北海道告示第17号」という。）第１の１の表に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又はその連合会を除く。）に必要な資格（第４の２により準用することとした、北海道告示第17号第４の２を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第17号第１の１の表の中欄に定められているとおりとし、北海道告示第17第１の１の表の種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第２条第２号に規定する物品等又は同条第３号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第17号第１の１の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、契約の金額（工事予定価格）に応じ、北海道告示第17号第１の２の表に定められている等級に区分する。

第２　資格要件
１　共通的資格要件
　北海道告示第17号第２の１に定められているとおりとする。
２　資格の種類ごとの要件
　北海道告示第17号第２の２に定められているとおりとする。
３　資格の種類ごとの要件の特例
　北海道告示第17第２の３に定められているとおりとする。

第３　資格審査の申請の時期及び方法

1　申請の時期

北海道告示第17号第３の１に定められている時期にしなければならない。

2　申請の方法

北海道告示第17号第３の２に定められているとおりとし、これの申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

3　前記１にかかわらず、道（企業局）が発注する契約に係る競争入札に参加を希望する共同企業体に係る資格審査の申請は、公営企業管理者の指示により作成した申請書類を提出することにより行うものとする。

第４　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1　資格の有効期間

北海道告示第17号第４の１に定められているとおりとする。

2　有効期間の更新手続

北海道告示第17号第４の２に定められているとおりとする。

第５　資格の喪失

北海道告示第17号第５に定められているとおりとする。

第６　資格審査の再申請

1　再申請の事由

北海道告示第17号第６の１に定められているとおりとする。

2　再申請の方法

北海道告示第17号第６の２に定められているとおりとする。

ただし、道（企業局）が発注する契約に係る競争入札に参加を希望する共同企業体に係る資格審査の申請は、公営企業管理者の指示により作成した申請書類を提出することにより行うものとする。

第７　資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第３の３及び第６の２ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知するものとする。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第１号

平成12年12月28日から任期を起算される北海道選挙管理委員に、次のとおり異動があった。

平成15年１月７日

北海道選挙管理委員会委員長　髙　橋　康　之

異動事項	職名	氏　名	住　所	摘　要
就　任	委員	大平　盛雄	苫小牧市三光町５丁目３番７号	平成14年12月28日付け
退　職	同	輪島　幸雄	函館市深堀町29番11号	平成14年12月27日付け

北海道選挙管理委員会告示第２号

平成14年７月21日執行の熊石町長選挙における選挙の効力及び当選の効力につき、審査申立人坂田清外２名から申立てのあった審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

平成15年１月７日

北海道選挙管理委員会委員長　髙　橋　康　之

裁　決　書

北海道爾志郡熊石町字相沼115番地

審査申立人　坂　田　　清（61歳）

北海道爾志郡熊石町字相沼334の１番地

審査申立人　赤　石　津　與（61歳）

北海道爾志郡熊石町字泊川194番地

審査申立人　飯　田　慶　春（64歳）

上記審査申立人総代　坂　田　　清

上記審査申立人から平成14年９月17日付けで提起された平成14年７月21日執行の熊石町長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成14年７月21日執行の熊石町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関し、北海道爾志郡熊石町字相沼115番地坂田清が熊石町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に行った異議の申出について、町委員会は同年８月27日付けをもって棄却する旨の決定をしたので、これを不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるとともに、仮に、本件選挙が有効である場合には、予備的に当選人藤村正二の当選を無効とする旨の裁決を求めるというものである。

その理由を要約すると、次のとおりである。

1　本件選挙が告示された７月16日より１週間も前に、本人請求が行われていないにもかかわらず、出稼ぎ先に不在者投票が送付されている事実があり、しかも現町長派と推定される一方にだけ有利な便宜を図っており、この不在者投票手続きの違法が選挙の結果に異動を及ぼすことは明らかである。

2　町委員会は、「１週間も前に発送しているとあるのは、出稼ぎ者に対する不在者投票に係る啓発文書である」といっているが、仮に、不在者投票に係る啓発文書だったとしても、全町すべての出稼ぎ者に対して送付されていないことは、まさに差別的送付であり、選挙の結果に異動を及ぼすことは明白である。

3　本件選挙前に町委員会に要望したにもかかわらず、熊石町選挙事務取扱規程第64条第２項の規定による得票計算書を開票立会人に使用させていない。

　このことによって、開票立会人は両候補者の得票数を確認することができず、得票数の確認をさけさせるための何らかの故意な意図によるものと思われる。

　これに対して、町委員会は、「公職選挙法及び同法施行令では、得票計算は想定していない」としているが、この判断は明らかに違法である。

　また、開披された投票は50票束毎に、それぞれ審査係、点検係、開票立会人及び選挙長の検印を得て、最後に得票計算係の投票用紙保管場所の箱に藤村票及び新木票を区別しないで、一緒に入れられた。

　このようなことから、開票立会人としては何ら投票の点検（得票数の確認）することなしに終わったことは、公職選挙法第66条第２項に違反したというべきである。

4　得票計算係に集まった投票は、得票計算係の職員によって恣意的に藤村票と新木票の票差が、藤村候補は600票の差で勝つというウワサ通り、608票になるように得票計算されたものである。

　このことは、公職選挙法第237条第３項違反である。

5　開票作業が終了後、記録係が自己の机上で、開票立会人に投票数を確認させることなしに投票を袋に入れてしまい、封印させるために開票立会人の席に袋を運び、封印させている。

　このことから、得票計算係において得票数の計算に票の増減が図られた疑いもある。

6　本件選挙の開票では、公職選挙法施行令第73条の規定に基づく得票数の朗読は行われていない。

裁　決　の　理　由

当委員会は、この審査申立を受理し、町委員会から弁明書及び関係書類を、申立人から反論書を徴し、さらに、開票及び選挙会の事務が行われた場所の検証を行い、慎重に審理した。

第１　選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第１項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

この「選挙の規定に違反し」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続きに関する明文の規定に違反する場合、又は、直接明文の規定はなくても、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害される場合をいうとされている（昭和27年12月４日最高裁判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その選挙の管理執行の手続きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果についてあるいは異なった結果が生ずる可能性のある場合をいうものとされている（昭和29年９月24日最高裁判決）。

以下、このような観点から、申立人の主張について、順次判断する。

1　審査申立理由１について

本件選挙における不在者投票に係る投票用紙の交付については、不在者投票請求書兼宣誓書、不在者投票事務処理簿及び書留郵便物受領証により確認したところ、不在者投票の請求件数は368件、これに対して交付件数は368件であり、そのうち７件が返送されている。

また、不在者投票の郵送による交付は、熊石町選挙事務取扱規程第47条の規定に基づき、告示日の２日前である７月14日から行われている。

なお、投票用紙発注書・納品書、投票録等により確認したところ、投票用紙の作成枚数は3,500枚で、そのうち投票所において2,407枚、不在者投票において、返送分を除き361枚、合計2,768枚が交付されている。

さらに、投票用紙の残枚数を確認したところ、732枚であり、作成枚数から交付枚数を差し引いた数と一致している。

以上のことから、申立人が主張している請求に基づかない不在者投票用紙を送付したという事実はない。

よって、申立人の主張は認められない。

2　審査申立理由２について

本件選挙において、町委員会は次の方法により出稼ぎ者を把握し、その把握したすべての出稼ぎ者に対して不在者投票に関する文書を送付している。

⑴　熊石町出稼援護相談所事務局である熊石町水産商工課に対する調査依頼

⑵　熊石町明るい選挙推進協議会各地区推進員に対する調査依頼

　なお、⑴及び⑵を補完するため、熊石町内の全戸に対し配布した「熊石町長選挙に関するお知らせ」の中で、家族に対して、出稼ぎ者等の棄権防止についての協力依頼を行っている。

このように、町委員会においては出来る限り出稼ぎ者の把握に努めており、仮に、把握できなかった出稼ぎ者に対し、不在者投票に関する文書が送付されていなかったとし

ても、選挙の管理執行手続きに公正さを欠き、法第６条第１項の規定の趣旨に違反しているとはいえない。

よって、申立人の主張は認められない。

3　審査申立理由３について

本件選挙における開票及び選挙会の手続きは、次のとおり行われている。

なお、本件選挙は、開票の事務と選挙会の事務とが合同で行われ、法第79条第３項の規定に基づき、開票管理者又は開票立会人は、選挙長又は選挙立会人をもってこれに充てられている。

⑴　開披係で開披された投票は、審査係、点検係、選挙立会人、選挙長及び得票計算係へ順次回付され、最後に得票計算係が有効投票及び無効投票の別に区分し、透明の箱に入れて選挙立会人等から見える位置に保管している。

なお、審査係において、有効投票については、50票束毎に有効投票点検票を付し、無効投票については、無効事由毎に無効投票点検票を付して、回付している。

⑵　得票計算については、審査係、点検係及び得票計算係において、それぞれ得票計算書に候補者別の得票数を記録の上、得票数を確認している。

⑶　投票の点検がすべて終了した投票については、記録係が有効投票及び無効投票をそれぞれ別々の袋に入れ、選挙立会人及び選挙長の席に運び、選挙立会人及び選挙長が封印している。

⑷　選挙録については、開票及び選挙の結果等が記載され、選挙立会人及び選挙長が署名している。

以上のことから、本件選挙の開票及び選挙会の事務は、適正に執行されたものと認めることが相当である。

申立人は、選挙立会人に得票計算書を使用させなかったこと、また、点検済の投票が投票用紙保管場所の箱に藤村票及び新木票を区別しないで、一緒に入れられたことをもって、選挙立会人は両候補者の得票数を確認することができず、このことは法第66条第２項に違反していると主張しているが、得票計算書を選挙立会人に使用させることについては、法に直接の規定はなく、これを使用させなかったことをもって、選挙の規定に違反しているとはいえない。

また、法第66条第２項には、開票管理者は開票立会人とともに投票を点検しなければならない旨を、法第67条には投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない旨規定されている。

この場合の点検については、その意味、内容について特にこれを定めた規定はないが、上記規定の趣旨から、開票立会人において、開票管理者に対し個々の投票の効力につき意見を述べることができる程度に、個々の投票の記載を現実に見て確認し、その効力について検討することをいうものと解するのが相当であるとされている（昭和63年７月14日名古屋高裁判決）。

以上のことから、本件選挙においては、選挙立会人が個々の投票の記載を現実に見て確認し、その個々の投票の効力につき意見を述べることができる状況にあり、かつ、選挙立会人が選挙録に署名していることから、法第66条第２項の規定に違反しているとはいえない。

よって申立人の主張は認められない。

4　審査申立理由４ないし５について

本件選挙における候補者の得票計算については、３の⑵のとおり、得票計算係のほか、審査係及び点検係においても、得票計算書に候補者別の得票数を記録し、それぞれが得票数を確認しており、その得票数はすべて一致していることから、申立人が主張している得票計算係において得票数の増減を図ったという事実はない。

よって申立人の主張は認められない。

5　審査申立理由６について

開票管理者が、各候補者の得票数を朗読しなかったことは、法施行令第73条の規定に違反するものではあるが、そのこと自体は、何ら選挙の結果に異動を及ぼす虞があるものではないとされている（昭和31年１月30日東京高裁判決）。

このことから、仮に、本件選挙における選挙会において、選挙長が法施行令第73条の規定に基づく得票数の朗読を行っていないとしても、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるものではない。

よって申立人の主張は認められない。

第２　当選の効力について

およそ当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、当選人の決定が違法であること、すなわち、①当選人を決定した機関の構成若しくは決定手続きに違法があること、②各候補者の有効得票数の算定に違法があること、③当選人となり得る資格の有無の判定について違法があることなどを主張して争うものとされている（昭和28年２月17日東京高裁判決）が、「第１　選挙の効力について」の裁決の理由に記載のとおり、当選人の当選を無効とすべき違法な事実は認められない。

以上、第１及び第２のとおり、本件選挙における選挙の効力を無効とする主張並びに予備的な申立てである当選人藤村正二の当選を無効とする主張については、いずれも認めることができない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成14年12月24日

北海道選挙管理委員会委員長　髙　橋　康　之

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社